

花巻市の奨学金制度を紹介します

【問い合わせ】教育委員会小中学校課(☎45-1311内線336)

花巻市奨学金貸与制度

市では経済的な理由により就学が困難な人に奨学金を貸与しています。平成29年度新規募集より、連帯保証人1人(保護者など)で応募ができるようになりました。

■応募資格

▶保護者の住所が市内にある人、または市内の児童養護施設に入所している人▶世帯の1年間の認定所得金額が収入基準額以下であること

■募集人数

▶高校生など…10人程度
▶大学生など…40人程度
※どちらも選考。審査があります

■貸与額

学資金
▶高校生など…月額15,000円
▶大学生など…月額30,000円

■入学一時金

希望者のみ、学資金の初回交付時に100,000円を上限として貸与します。

■貸与期間

奨学生採用時から最短修業年限の終期まで(4年制大学の場合は4年間、2年制大学の場合は2年間)

■返還方法

貸与終了後15年以内に全額を返還(無利子)。年賦・

月賦などの返還方法があります。

■**申込期限** 2月28日(火)

※認定所得金額の算出や申し込み方法など詳しくはお問い合わせください

返還補助制度をご存じですか

市では、市の奨学金を返還している人に返還金の補助を行っています。

①ふるさと保育士確保事業補助金

■**対象** ▶市内の保育所など(公立を除く)に勤務している人▶前年度の市税に滞納がない人▶3カ月以内に市奨学金の返還に滞納がない人

■**補助額** 返還月額の半額

②ふるさと奨学生定着事業補助金

■**対象** ▶市内大学を卒業し、市内に居住している人▶前年度の市税に滞納がない人▶3カ月以内に市奨学金の返還に滞納がない人

■**補助額** 返還月額の半額

※現在貸与を受けている人や今後貸与を受けようとしている人で、これらの補助金の適用を貸与時に申請する場合は、卒業後に上記の①または②の要件を満たせば返還補助制度の対象となります

返還不要型奨学金制度の創設へ

市では就学に向けた支援が必要な人に対し、卒業後本市への居住を条件に奨学金の返還を免除する制度の創設を検討しています。

この制度の実施は、平成29年度花巻市予算案および花巻市奨学金貸与条例改正案の市議会での可決成立が前提となりますが、現在の検討内容をお知らせします。

■対象

本年度高等学校などを卒業後、大学・短期大学・専

修学校専門課程に進学し、卒業後に市内に居住する意志を持つ次の人

▶生活保護世帯の人▶児童養護施設に入所している人▶ひとり親家庭で非課税世帯の人▶特別支援学校高等部に在籍している人

■**貸与額** 学資金 月額20,000円

■**貸与期間**

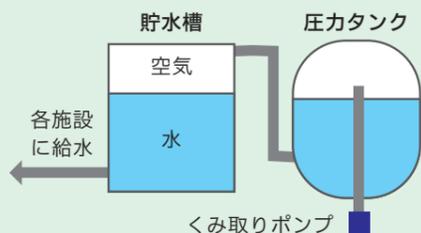
奨学生採用時～最短修業年限の終期

■**申込期間** 2月下旬～3月中旬

圧力タンクの取り扱いに注意!

平成28年11月に、大分県にある水道施設の圧力タンクが点検中に破裂し、死傷者が出る事故が発生しました。水道施設などの圧力タンクを管理している場合は次の点に注意しましょう。

- ▶異常があるときは専門家に相談する
- ▶メーカーなどの定期点検を年に1回程度受ける
- ▶部品は劣化するため、定期的に部品の交換・修理を実施する
- ▶取扱説明書などを読んで使用上の注意点を把握し、分かりやすいところに掲示する
- ▶タンクの上に物を置いたり乗ったりしない
- ▶機械の耐用年数などを把握し、適切に機器の更新を行う



【問い合わせ】
本庁生活環境課(☎24-2111内線256)

市民税・県民税申告および確定申告にはマイナンバーが必要です



平成29年度市民税・県民税申告および平成28年分の所得税などの確定申告から、申告書にマイナンバー(個人番号)の記載が必要となります。申告書を提出する際は《マイナンバーカー

ド》または《マイナンバー通知カードと本人確認書類(免許証など)》を提示していただくか、写しの提出が必要となります。

マイナンバーカード

※顔写真付きの「マイナンバーカード」の場合、本人確認書類は不要です



+

マイナンバー通知カード

および
本人確認書類(免許証など)



マイナンバー(12桁)の記載

申告書にはマイナンバーを記載する欄を設けています。申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。

郵送の場合は《マイナンバーカード》または《マイナンバー通知カードと本人確認書類》の写しの添付が必要です。マイナンバーカードを利用して、パソコンからe-Taxで申告する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません。詳しくは右記へお問い合わせください。

【問い合わせ】

- ▶花巻税務署(☎23-3341)
- ▶本庁市民税課(☎24-2111内線234)
- ▶各総合支所税務会計係
(大迫 ☎48-2111内線131、石鳥谷 ☎45-2111内線215、東和 ☎42-2111内線253)

森林経営計画を立てる方法はまだあまり、自分で選ぶことができます。自分で計画を立てる場合、所有する森林の面積により単独で計画を立てられるかどうかが変わってきます。面積要件に該当しない場合でも、他の森林所有者や森林経営の受託者と共同することにより計画を立てることができます。そのほか、所有する森林の整備や経営を森林組合などに委託し、計画を立ててもらう方法もあります。計画作成のための助成制度もありますので、詳しくは下記へお問い合わせください。

森林経営計画を立てるには、森林経営計画制度は、一体的なまとまりのある森林で造林や間伐などの施業を計画し、市町村長の認定を受ける制度です。計画の期間は5年間で、資源として充実してきた森林を効率的に整備し、木材をまとめて供給していくことを目的としています。

計画を作成していると、補助金制度や所得税などの控除で優遇措置を受けることができます。また、木質バイオマス発電用に木材を販売する場合、再生エネルギー固定買取制度(FIT)の上位価格が適用され、木材の買い取り価格が高くなります。

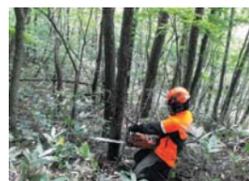
「森林経営計画制度」をご存じですか

森林所有者のための

森林経営計画作成のメリット

計画を作成していると、補助金制度や所得税などの控除で優遇措置を受けることができます。また、木質バイオマス発電用に木材を販売する場合、再生エネルギー固定買取制度(FIT)の上位価格が適用され、木材の買い取り価格が高くなります。

森林経営計画の作成は「健全な山づくり」手出しの少ない山の手入れへの第一歩です。森林施業の効率化とコストの低減、安定した木材の供給のため、森林経営計画の作成を考えてみませんか。



▲間伐の様子

【問い合わせ】
農林務課(☎24-2111内線6277)、花巻農林振興センター(☎22-4931)